

〈農地の相続等の届出のお願い〉

農地を相続したときは・・・

農地を相続したんだけど、どうしたらいいの？



地元の農業委員会に届出をお願いします

農業委員会では、例えば、相続した方が地元を離れていて、自分では手入れができない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越しください！
(届出書の様式は裏面のとおりです。)

お問い合わせは、農地が所在する市町の農業委員会事務局（市役所・町役場内）まで

下関市農業委員会 (083-223-6536) 宇部市農業委員会 (0836-34-8731) 山口市農業委員会 (083-934-2882)
萩市農業委員会 (0838-25-3405) 防府市農業委員会 (0835-25-2146) 下松市農業委員会 (0833-45-1877)
岩国市農業委員会 (0827-29-5230) 光市農業委員会 (0833-72-1400) 長門市農業委員会 (0837-23-1165)
柳井市農業委員会 (0820-22-2111) 美祢市農業委員会 (0837-52-5241) 周南市農業委員会 (0834-22-8574)
山陽小野田市農業委員会 (0836-71-1645) 周防大島町農業委員会 (0820-79-1002) 上関町農業委員会 (0820-62-0315)
田布施町農業委員会 (0820-52-5805) 平生町農業委員会 (0820-56-7117) 阿武町農業委員会 (08388-2-3114)
阿東町農業委員会 (083-956-0985) 和木町住民サービス課 (0827-52-2194)

相続等による農地等の権利取得届

年 月 日

農業委員会会長 様

郵便番号
届出者 住 所
氏 名 (印)
(電話 局 番)

下記のとおり農地等に係る権利を取得したので、農地法第3条の3第1項の規定により届け出ます。
記

土地の表示等	市町	大字	字	地番	地目		面積	所有者
					登記簿	現況		
							m ²	
権利を取得した事由	相続 包括遺贈 法人の合併・分割 時効取得 その他 ()							
権利を取得した日	年 月 日							
取得した権利の種類及び内容								
現在の耕作の状況								
賃借権その他の使用収益権の状況								
農業委員会等によるあっせん等の希望の有無								

- 注 1 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
2 届出者の氏名を自署したときは、押印することを要しないこと。
3 「取得した権利の種類及び内容」欄は、賃借権の場合にあっては、賃借料の額、契約期間等についても記入すること。
4 「農業委員会等によるあっせん等の希望の有無」欄は、権利を取得した農地等について、農業委員会による第三者への所有権の移転、賃借権の設定等のあっせん等を希望するかどうかについて記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。